

大学基準協会より教員身分法案についての意見書

政府に於ては、近く「教員身分法案」を起草し、第三回国会に提出すべく、目下脱意構想中なる事実を、非公式ながら関係諸官より承りたるが、大学基準協会は、日本の官立私立大学の内相當の年月を経、自ら直つた多数の教授陣を擁する大学の殆ど全部を網羅し、而も大学教育の基準向上を主たる使命として結成された一団体たるの自己の性格に鑑み、教員身分法案に規定せられんとする大学総長・学長・教授・助教授・助手の身分確保に關して、深甚の関心を拂つて得べきである。従つて大学基準協会は、三回に亘り招集された評議会に於て慎重に討議せし後、協会側の意向を以て際至急で政府側に傳達し、「教員身分法案」起草の資に供すべしとの結論に達したるものである。従つて次の如き諸項を政府側に納入せしむることに決定した。

一、「教員身分法案」を既に成立せしむる「公務員法」より独立して單行特別法として公布せられ、ある政府側の立案態度は、教育の任に於る者その他の官に更一般より區別せらるる特別使命の遂行者として認識せしむるに在り、一證左の如きとして敬意を表す。然るに該法案の内容を聽取したる所によつて折々の特別單行法たる形式を共に拘らず、一法案といへば、實質的には「官立私立大学」の教員を依然として一般公務員と同様の職務を爲すものとの見地を固守し、七月毎に再試験乃至再審査を行ふ、教員たるべき適格性を判定せんとする制度を以て、二級官に相當する教員の後補者名簿を設け、内閣府に置くことを免れ、経免手続等に因して、一般公務員に對する規定を其のまゝ、大学教

後の身分にも適用せんとする意志があるもの、斷ずべきを得ず、この點に就ては協会側として賛意を盡し得ざるは勿論、政府立案右側にして、強き反省を促したる一層積極的に言はんば、大学分會後に在りて文化日本、教育水準を向上せしむる最高学府たるの性格に深く留意し、官立私立大学、大学総長・学長・教授・助教授・助手の身分職能等を規定したる「大学自治法」乃至「大学行政法」の如き單行法を制定せしむることを強く要望する。

二、此の故に、大学基準協会は、昨今米國に在りて未訪したる教育使節團の報告書中、特に「大学」の一節を参考とし、左の諸項に就て具體的に意向を陳陳する。

一、官立私立大学の総長・学長・教授・助教授・助手の身分は、官立私立の普通教員の何れとも異なり、而も公的的性格を帯びたる、獲得のものとする、新見地に立つ、初階の身分法を立案せしむることを要望する、以て、再望は、米國教育使節團の報告書中に明記せられたる「大学」の官制に望みしむるべく、諸君とも一致し思想と學問の自由を保障したる新憲法の基本的精神とも合致するものがある。

二、官立私立大学の教授・助教授・助手の身分は、原則として大学総長と教授會とに、其の諮議の権を行使せしむるべきである。大学の長は、自らと教授會に付議し、教授會はこれと大学の長に報告したる後、其の同意を得ることを望むべし。大学の長と教授會とは互に協力して各教授の研究精神の昂揚、教育能力の充実に努め、七月毎に試験制の如き手続を無用とするものとせねばならぬ。

3. 官立大学の長の任免権に就いても其の發議は原則として當該大学の教授会若くはこれに代るべき機関に与へらるべきである。選出の方法選出者の資格其他に關してはこれ等を各大学の自決に一任すべきである。但し被選資格は広く一般に適任者を求むる趣旨よりしてこれを當該大学の教授等に限定することは適當でない。

4. 新設の官立大学の長の任免権に就いては免職権を有する政府若くは地方自治団体は中央教育審議会若くは地方教育審議会の如き審議機関に附議したる後之を行使すべきである。

5. 私立大学の長及び教授其他の任免に關しては別に協会側の意見を具申する。

6. 前項何れの場合たると同様に免職の氏名を呈報其他に關する報告書は之を遅滞なく大学教育を主管する政府、地方自治団体並に大学基準協会に提出すべきである。